

意見書

平成19年7月20日

総務省 情報通信政策局 情報通信政策課
通信・放送法制企画室 御中

郵便番号141-0031

(ふりがな)とうきょうとしながわくにしごたんだ

住所:東京都品川区西五反田7-13-6

SDI五反田ビル7F

(ふりがな)しゃだんほうじんにほんけーぶるてれびれんめい

氏名:社団法人日本ケーブルテレビ連盟

理事長 唐澤俊二郎

「『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ』に対する意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. ケーブルテレビの現状認識について

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
1頁	22行—23行	1 現状認識 (1) 日本の情報通信の状況 地上放送を中心とする総合放送とCS・ケーブルなどの専門放送の機能分化が進んでいる。	ケーブルテレビの自主放送視聴世帯は2千万世帯を超え、難視聴を含む地上放送視聴世帯も27百万を超えています。 また、ケーブルテレビは地域情報を提供し、NHK・民間放送事業者に次ぐ第三の公共的メディアになってきています。 即ち、地域公共放送としての役割を期待されており、専門放送以外の機能も有しておりますので、今後の検討に当たりますは、ケーブルテレビの特性について、十分にご配慮をお願いいたします。

2. 法体系を「縦割り」から「レイヤー構造」への転換について

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
6頁	9行—21行	(3) 具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約 以上を踏まえ、現在の我が国の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置付け・役割……………全体としても法技術的に可能な限り大括り化し、「情報通信法(仮称)」として一本化を目指すべきである。	我が国のケーブルテレビは、企業間で規模の格差はありますが概ね「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の三つの機能を有し、総合的、かつ有機的な事業を行っております。 従いまして、三つのレイヤーに区分することにより、ケーブルテレビの機能に支障が生じないようケーブルテレビのビジネスモデルの実態と、現行有線テレビジョン放送法の主旨にご配慮いただき、制度設計の検討を進めていただきたく要望いたします。

3. コンテンツに関する法体系のあり方について

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
8頁	29行—32行	(2)メディアコンテンツ規律の再構築 その際、特別な社会的役割を担う「メディアサービス」は、「特別メディアサービス(仮称)」として、現在の放送のコンテンツ規律を維持し、その他の「メディアサービス」(「一般メディアサービス(仮称)」)については規律を緩和する方向で検討すべきである。	ケーブルテレビは、地上放送の再送信やCS放送の配信だけでなく、前述のとおり、地域の行政、安全、防災・災害等の情報を提供する機能を有しており、即ち「特別メディアサービス」と同様の機能と性格も有しております。
9頁	23行—30行	イ「一般メディアサービス」 「一般メディアサービス」の具体的な範囲については、現在の衛星放送(CS)や有線テレビジョン放送とともに、従来「通信コンテンツ」とされていたインターネット上で提供される映像配信サービスの中にも、……………かつ一定の社会的機能・影響力を有するものについて対象とする方向で検討すべきである。	従いまして、今後の検討に際しましてはこの点をご配慮いただきたく要望いたします。

4. プラットフォームに関する法体系のあり方について

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
11頁	10行—15行	<u>4 プラットフォームに関する法体系のあり方</u> (1)基本的な考え方 インターネット(解放)網においては、伝送サービス提供事業者がオープンアクセス等の規制を受ける一方で、通信インフラをコンテンツ配信・商取引・公的サービス提供基盤として運用するために必須となるこれらプラットフォーム機能について、「ネットワーク外部性」等により周辺市場を含めた寡占化傾向が見受けられる。このため、「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成し、事業者の自由で健全な経済活動だけでなく、情報の自由な流通をも阻害する恐れがある。	本中間とりまとめの提言にありますように、「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成し、事業者の自由で健全な経済活動を阻害するということがあってはならないと考えます。 従いまして、現在のドミナント規制、公正競争の確保等につきまして、新しい法体系検討に当たりまして也十分にご配慮いただきたく要望いたします。

5. 伝送インフラに関する法体系のあり方について

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
15頁	15行—16行	補足:技術標準のあり方 ……技術基準(規制強化)・民間標準(任意規格)全体を調整する 枠組みの創設や、……	今後、技術基準の統一が行われる場合には、例えば、地上放送の再送信等について、品質の低下が起こらないような配慮が必要と考えます。 従いまして、現在の有線テレビジョン放送法の技術基準を基本に検討することが妥当と考えます。

6. 「終わりに」について

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
18頁	12行—14行	<u>7 終わりに</u> (1)ユビキタスネット社会構築に関する将来的課題 ……関係府省が連携して「情報」という切り口で既存法制の整合性を検証、課題を再整理し、「包括的なユビキタスネット法制」として再設計する可能性についても議論すべきである。	ケーブルテレビにおけるいわゆる違法チューナー、STBの不正利用等の反社会的行為が行われています。 これを取り締まる規律を「情報通信法(仮称)」に盛り込むことを検討いただきますようお願いいたします。

7. その他

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
1頁	21行	……ケーブルテレビ……	何れもケーブルテレビを示すものと考えられますが、使用文言を統一した方が理解しやすいと考えます。
1頁	23行	……ケーブル……	
9頁	25行	有線テレビジョン放送……	
10頁	3行	……有線テレビジョン放送……	
13頁	20行	……有線テレビジョン放送……	
14頁	12行	……有線テレビジョン放送……	

以上